

## 都市計画法に基づく開発許可の基準等及び 横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準の一部改定 に関する意見公募要領

都市計画法による開発許可の手引」技術基準編に掲載しています「総則」、「法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準」、「排水施設に関する基準」、「公益的施設に関する基準」、「申請者の資力信用に関する基準」及び手続編に掲載しています「開発許可の申請から完了公告までの手続」並びに「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載しています「遊水池等に関する基準」について、令和2年6月公布（令和4年4月1日施行）の都市計画法改正への対応、条例の趣旨及び近年の申請状況を踏まえ、審査基準の一層の明確化を目的に、次の通り一部改定を予定しています。つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 御意見公募期間

令和4年1月14日(金)から令和4年2月14日(月)まで  
(必着。郵送の場合は当日消印有効)

### 2 御意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。  
なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メールの場合  
電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて  
※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
- (2) 郵送の場合  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
- (3) F A Xの場合  
F A X番号：045-681-2435  
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

### 3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって、適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についての問合せ先

横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当 電話番号：045-671-2945

※ 電話での御意見の受付及び御意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。